

財務省告示第三百五十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成十九年九月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第四 十回、第四十一回、第四十二回、 第四十四回、第四十五回、第四 十六回、第四十七回、第五十回、 第五十一回、第五十三回、第五 十四回、第五十七回、第五十九回及 び第六十回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算 する数値をいう。次号において 同じ。）を競争に付して行われ る入札による発行 各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 順次割り当てる。 額面金額で九百九十八億円				

七	払込金額	千二百二十二億八千三百十四万二千円
八	最低額面金	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十	発行価格	平成十九年九月二十日
十一	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

十三 利率
の経過
払込み

(一) (別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第
二十号に規定する期日に払
い込むものとする。

$$\frac{\text{発行対象国債の額面金額の償還の利率} \times \text{発行対象国債の額面金額} \times \text{償還回数} / 100 \times \text{各期日の発行日からの経過日数} \times \text{利回り} / 100}{\text{発行対象国債の額面金額} \times \text{償還回数} / 365}$$

(二) 発行時において、その利子

十四 利 子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{発行対象国債の額} \times \text{発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基準

償還期限
償還金額
入札の基準

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
平成十九年九月十三日付で日本証券業協会が発表した公社

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付二十年庫債券） （第二回）	二・一%	平成二十三年三月二十日	二百二十五億
（利付二十年庫債券） （第一回）	二・〇%	平成二十年六月十日	二十三億
（利付二十年庫債券） （第一回）	一・九%	平成二十年三月十日	二百五十億
（利付二十年庫債券） （第七回）	二・二%	平成二十年九月十日	一億
（利付二十年庫債券） （第六回）	二・二%	平成二十年六月十日	五十億
（利付二十年庫債券） （第五回）	二・四%	平成二十年三月十日	二億
（利付二十年庫債券） （第四回）	二・五%	平成二十年三月十日	十億
（利付二十年庫債券） （第二回）	二・六%	平成二十年三月十日	三十億
（利付二十年庫債券） （第一回）	一・五%	平成二十年三月十日	九億
（利付二十年庫債券） （第一回）	二・三%	平成九年九月二十日	四百十三億

（別表）

十八 元利均載債
十九 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成十九年九月二十日

各発行対
象の債
の平
均値の
単利
利回り
とする。
日本銀行

債店頭
売買参
考統計
値表に
掲

（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 ）回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 ）回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 ）回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 ）回券	（（利 第二付 五十国 十年庫 四）債 ）回券
一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %
月四平 二年成 十三 日二十	月四平 二年成 十三 日二十	二四平 十年成 日六三 月十	二四平 十年成 日六三 月十	二四平 十年成 一三三 日月十	月三平 二年成 十三 日二十
五 十 五 億 円	四 十 五 億 円	六 十 五 億 円	八 十 七 億 円	三 十 億 円	七 十 三 億 円